

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	令和2年度第2回西脇市都市計画審議会
開催日時	令和2年11月27日（金） 午後2時00分～4時00分
開催場所	西脇市役所2階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	高木 厚子 藤原 勇夫 齋藤 太紀雄 高瀬 洋 坂部 武美 岡崎 義樹 村井 正信 中川 正則 藤原 廣司 今中 多津子 増岡 亮 吉田 良
欠席委員の氏名又は人数	多田 勝利
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 技監 黒坂 公晶 建設水道部長 田中 浩敬 (事務局) 都市計画課長 植木 敬介 都市計画課主査 松原 正佳
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	1人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 審議事項 (1) 議案第1号 西脇市市街化調整区域土地利用計画の変更について（付議第1号） (2) 議案第2号 特別指定区域の指定の変更の申出（富田地区）について（諮問第1号） 5 報告事項 (1) 東播磨地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて

	6 その他
	7 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
市長	2 市長あいさつ
	○市長退席
会長	3 会長あいさつ
事務局	○ 会議成立報告 事務局より、委員数13名中、本日の出席委員 数12名により、本日の会議が成立する旨を報告
議長	○ 議事録署名人選出 村井委員、今中委員の2名を本日の議事録署 名人に指名
議長	○ 会議の公開・非公開確認 議事運営規則第7条第2項の規定により、同条 第1項への該当の有無について協議し、非公開内 容は無いことが審議会において確認され、本日の 会議は公開することが決定された。
事務局	○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者は1名であるこ とを報告。傍聴要綱第2項に定める定員以下のた め、1名全員の入室が許可された。
	4 審議事項
	(1) 議案第1号 西脇市市街化調整区域土地利用 計画の変更について（付議第1号）
	(2) 議案第2号 特別指定区域の指定の変更の申 出（富田地区）について（諮問第1号）
事務局	・ 資料1-1、資料1-2及び資料1-3に基づ

	き、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 集落区域について、集落周辺に一定期間以上居住したことがある人というのは、10年以上居住していた人という理解で良いか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 居住していた時期に関係なく、同じ小学校区域の市街化調整区域に10年以上居住していたことがある方という理解が良い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 適切な規模の地縁者の住宅区域を設定することで、居住環境改善のための移転を行うということについて、具体的に説明していただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> スプロール的な農地転用による土地利用の混乱の解消という課題に対して、土地利用計画の中で、集落区域と農業区域を区別し、人が居住する集落区域の無秩序に拡がることのないよう計画する。 その中で、住宅区域と工場が立地する特定区域を区別し、住環境の改善を図っていくという考え方である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに土地利用計画を立てることになると思うが、その中で、住居系建物と事業所を一定区域にそれぞれ集めることということで良いか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> その通りである。現在、町でまちづくり協議会を設置されていないところにおいては、市で作成した土地利用計画に基づき区域を指定している。 一方で、地元で協議会を設置し、土地利用計画を定めたいうえで、県に申し出ることもある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 地元の山を整備し、住宅等を誘致するということには該当するか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 山の中に区域を指定し、住宅を誘致するという考え方もあるが、その必要性について議論される。 現在の住宅区域が浸水想定区域に含まれるなどし、集団移転の必要がある場合などにおいては、検討される可能性もあるが、現在、市において、そのような案件はない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 富田地区における土地利用計画において、前回の審議会から変更はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 変更はない。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 議案第1号について、原案のとおり賛成委員の挙手を求める。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員全員の挙手により、原案通り可決された。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 議案第2号について、原案のとおり賛成委員の挙手を求める。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員全員の挙手により、原案通りで支障ないと認められた。
	<p>5 報告事項</p> <p>(1) 東播磨地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1及び資料2-2により、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 分散型社会とはどういうことか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で、密となら

	<p>ない分散型社会に対応した都市づくりに対応するということである。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 東播磨地域都市計画区域マスタープラン及び県の計画と市の計画との関係性はどうなっているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、上位計画として位置付けてあるが、市の独自計画である都市計画マスタープランについては、上位計画に組み入れてもらっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 東播磨地域都市計画区域マスタープランの策定に当たり、市はどの程度関わっているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本骨格は、県が作成し、地域間の連携については、市と県で協議を行い、計画に反映してもらっている。 今回の計画では、立地適正化計画で定めている新庁舎周辺地域と茜が丘複合施設M i r a i e周辺地域を拠点とした旨の記載がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1の42ページに記載のある東播丹波連絡道路について、これは黒田庄町以北から丹波市までを令和7年度までに整備するということが良いか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 記載している事業は、目標年次である令和7年度までの事業の具体化を検討しているものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 予定通り進めば、事業の具体化ができるということが良いか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 事業化に向けて動いていくということである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 市の南北道路に関する計画が記載していない。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載のある事業は、主なものとして記載されている。その事業が明確になれば記載されると思われる。
事務局	<p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前協議が必要な建築物の建築等手続に関する条例（素案）について事務局より説明
建設水道部長	<p>7 閉会</p> <p>建設水道部長より閉会のあいさつ</p>